

みさと

農業委員会だより

美里町農業委員会

美里町木間塚字中央1番地
TEL 58-1214 FAX 58-1216

第19号

平成28年8月1日
発行



～ 梅雨の晴れ間の麦刈り作業（木間塚営農組合）～

作柄順調・収穫に期待

木間塚営農組合では、6月下旬に小麦の収穫を迎え、刈り取り作業が行われました。例年より一週間ほど早い刈り取りとなりました。

小麦の作付面積は、約31ヘクタールで、品種はシラネコムギ・ゆきちからの2品種です。

今年は、雑草にも負けず、天候にも恵まれ、収量は昨年より多いと思われまます。

しかし、一部の転作田では、土壌の酸性化が進んでおり、茎数が少なく草丈も短くなり、収量に大きく影響してきています。農協では、土壌改良のため、石灰類の散布を勧められています。

また、木間塚営農組合では、大豆の生産も行っており、梅雨の晴れ間に播種を行いました。野菜は契約栽培のジャガイモを3ヘクタール栽培しています。作柄は順調で、目標の3トンを超えるのではと期待しつつ防除作業等の肥培管理をしています。収穫は8月上旬の見込みです。

担当 鈴木龍一委員

平成二十八年度事業計画を設定

五月二十五日開催の第五回総会において、今年度の事業計画を設定しました。

平成二十八年度事業計画

基本方針

本年四月一日より施行された改正農業委員会法では、新しい農業委員会体制への円滑な移行をはじめ、農地利用の最適化では、担い手が九割を占める農業構造とするため、農地中間管理機構の活用による集積の加速化や農地台帳の整備・公表、農地の利用状況・意向調査の計画的実施と利用調整活動の強化等が期待されています。

「農業委員が農業者の公的な代表」であることの使命を忘れることなく「農地」と「担い手」に関する業務について、その取り組みを強化していく必要があります。

美里町農業委員会は、本町農業の更なる再生・発展に向け、関係機関・団体と連携を図りながら、下記の重点事項に取り組みます。

主な重点事項

- ① 耕作者の権利の保全及び取得の促進
- ② 優良農地の保全・転用等の効率的利用の促進
- ③ 利用状況調査による遊休農地の把握と指導強化
- ④ 農地等の最適化の推進
- ⑤ 農地中間管理事業活用への推進
- ⑥ 新規就農者・青年農業者への支援
- ⑦ 農業者年金制度の周知・加入推進
- ⑧ 全国農業新聞・全国農業図書の普及拡大による情報活動の充実
- ⑨ 賃借料情報提供の実施及び適正な農作業標準賃金の策定
- ⑩ 家族経営協定の推進

遊休農地解消に取り組みます



農業委員 高橋 建一

美里町農業委員会は、毎年八月に利用状況調査を行っています。昨年の調査では、遊休農地と認められる農地が確認されましたが、指導や助言を行っているほか、利用意向調査を実施し、遊休農地の解消に取り組んでいます。

平成二十九年度からは、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構との協議勧告を行った遊休農地を対象に、固定資産税の課税強化が行われることとなります。このような農地を未然に防ぐためにも、農地パトロールを強化し、遊休農地の所有者等に意向を確認し、遊休農地の解消と有効利用を目指して取り組んでいきたいと思っております。

担い手の育成に取り組みます



農業委員 鈴木 幸博

今年で就農してから、四〇回目の米の収穫を迎えます。私もあと二年で社員なら定年の年齢ですが、農家に定年はありません。長く仕事ができるといいという人もいますが、その「長く仕事ができる」が高齢化・担い手不足の要因にもなっているのではないかとも思います。

昨年、小牛田地域の集落営農組合が法人化されました。来年は南郷地域でもとの声もあります。

今、こうした地域農業の受け皿組織の誕生が切望されています。そして、それに追従する営農組織、個人経営者の育成が急務です。将来自分の農地を安心して託すためにも、担い手の育成に力を入れたいと思っております。

農家訪問

彫堂地区 星 日出夫さん 一家

**家族経営協定で経営方針や役割分担を明確化！
みんなで話し合っって効率的な農業経営とゆとりある農家生活を目指します**

彫堂地区の星日出夫さんは、今年の5月に妻よし江さん、長男の雅大さんの3人で家族経営協定を結び、水稻、いちご、施設野菜を営んでいます。

水稻は日出夫さん、雅大さんが主に担当し、いちごと施設野菜はよし江さんと雅大さんが担当しています。

日々の話し合いを欠かさず、作業状況など気が付いたことは何でも報告するようにしています。仕事のこと以外についても話し合う機会が増え、今まで以上に家族みんなで協力し合うようになりました。農作業は体が資本なので、週に1日の休日を取ることを心掛け、できる限り家族全員で一斉に休日を取るようにしています。

今後も3人で話し合いをして、必要に応じて協定内容の見直しを行い、経営向上を目指して行きたいと語ってくれました。

取材：邊見勝寿委員



妻 よし江さん 長男 雅大さん 日出夫さん

家族経営協定を結びませんか

「家族経営協定」とは…

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

家族経営協定に盛り込むとよい事項

● やりがいを持って働くために

農業経営のビジョン・目的、日々の労働時間・休憩時間、給料や収益配分、農作業の役割分担 等

● みんなで経営を充実させよう

経営の計画(目標・資金計画・所得目標・経営規模)、簿記記帳の担当、経営状況の把握、経営の役割分担 等

● ゆとりある暮らしのために

生活の目標・役割分担、家計状況の把握、老後の生活設計、余暇・地域活動 等

● 農業を続けていくために

経営や経営資産の移譲について、時期・方法、相続への対応 等

家族経営協定を結ぶとこんな効果が!(農家の声)

経営理念や経営方針を家族みんなで共有できるようになり、家族全員の経営意識が向上した

役割分担や就業規則の取り決めを通じて、経営の合理化が進んだ

共同申請制度を利用して、配偶者や後継者も認定農業者になった

部門を任せられるようになって以前よりも責任とやりがいを感じる



農地の「利用状況調査・利用意向調査」を実施します！

農業委員会では、8月4日・8月5日に利用状況調査を行います。

この調査は農地法に基づくもので、農業委員会が町内の農地を見回り、農地の利用状況を確認したうえで、既に遊休農地である農地の再生や耕作者の不在等による遊休化を防止し、所有者と担い手や新規就農者への利用調整を行うことにより遊休農地の解消に繋げるために行うものです。

利用状況調査の結果、遊休農地または遊休化のおそれがある農地と判断された場合は、所有者等に対して利用意向調査を行います。

遊休農地解消に取り組みました

会長 渡邊 雅光

優良農地の確保を目的に、農業委員会活動として継続的に遊休農地の解消や発生防止のための運動を関係組織をあげて実施しております。

毎年8月に美里町全域を対象に実施している農地パトロールによる農地利用状況調査の結果では、昨年は遊休農地が合計で5ha余りとなっております。

写真は農業振興地域内の水田50aに樹木が茂っていた様子です。地域の農地水保全組合と農業委員の奉仕活動により伐採し、平成27年度に補助事業を活用して抜根し、水田として再生しました。

保全管理農地が各地域にあります。遊休農地化しないよう適切な管理をお願いします。



③水稲作付



↓①遊休化した農地



←②耕起作業実施中

農地の権利移動・設定・転用等状況

(平成27年4月から平成28年3月まで)

項目		事由	件数	面積 m ²
農地として利用するための移動 (農地法第3条許可)	所有権移転	売買	12	37,028
		贈与	9	67,199
		交換	8	4,845
		小計	29	109,072
	賃貸借権の設定		8	27,836
	使用貸借権の設定		17	283,552
合計		54	420,460	
賃貸借の解約 (農地法第18条通知)			9	36,557
農地として利用するための移動 (農用地利用集積計画)	利用権の設定 (賃貸借)		231	1,663,817
	所有権移転 (売買)		54	210,097
	所有権移転 (交換)		2	11,892
	農地中間管理事業		149	1,697,554
合計		436	3,583,360	
農地の転用 (農地法第4・5条許可)		自己転用	8	4,330
		権利移転を伴う転用	24	19,487
		合計	32	23,817

全国農業新聞を
読んでみませんか。

全国農業新聞は、農家の経営と生活に役立つ農家の専門紙です。

●発行日：毎週金曜日
●購読料：月額700円
●申込先：農業委員会事務局

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

農業者年金で生活の安定を考えませんか？

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く。

年間60日以上農業に従事

60歳未満

① こんなにかかる老後生活(現金支出で年額約286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万8千円が必要です。(総務省家計調査などより)

② 国民年金の支給額は？サラリーマンの年金は？

国民年金は、月々約6万5千円(40年加入の場合)夫婦あわせて月額約13万円です。厚生年金のモデルケースでは、夫婦あわせて月額22万2千円です。

③ 農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

- 65歳の農業者年金受給者の平均余命は男性22年(87歳)、女性27年(92歳)
- 日本人の平均余命は 男性84歳、女性89歳であり 農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。



※7月から9月は農業者年金加入推進強化月間です。農業委員がお宅に訪問した際は、お気軽にご相談ください。

美里町農業委員会が「平成27年度農業者年金事業表彰」受賞

6月30日、仙台市のホテル白萩を会場に「平成27年度農業者年金事業表彰式」が開催されました。美里町農業委員会は、目標達成度合い(39歳以下新規加入目標数1人から4人)部門で全国第1位となり、農業者年金基金理事長表彰を受賞しました。

農業者年金の加入につきましては、平成27年度は新規に11人(うち39歳以下7人)の方に加入していただくことができました。今後も農業者年金制度の周知と加入推進に取り組みます。



農業委員会からのお知らせ

定例総会

農業委員会総会は毎月25日に開催します。(25日が休日等の場合は変更することがあります。)どなたでも傍聴できます。また、議事録を美里町ホームページに掲載しています。

農地の売買・貸借・転用等は許可が必要です

耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。

農地を売ったり、貸したり、宅地にしたりするときは「農地法」に基づく許可が必要です。

無断転用や事業計画どおりに行われていないと、工事の中止や現状回復等の命令がなされる場合があります。従わない場合は、罰則等の適用もありますので、ご注意ください。

申請書等の受付締切日は**毎月10日**です。(10日が休日等の場合は休日明け締切となります。)

農地の形状変更について

農家の方が、耕作のために盛土、切土などの改良工事を加える場合は、農業委員会へあらかじめ「形状変更届出書」を提出した上で、形状の変更を行うようにお願いします。

詳細については、農業委員会事務局までお問い合わせください。

農地の相続等による届出について

相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得したときは、農地のある農業委員会に届出が義務付けられています。相続等により農地を取得された方は、速やかに農業委員会事務局まで届出をお願いします。

また、美里町にお住まいの方で、他市町村の農地を売買や贈与等により取得した方につきましても届出をお願いします。

伊藤恵子委員 「農林水産大臣賞」受賞

株式会社はなやかの代表取締役でもある伊藤恵子委員が、平成27年度農山漁村女性・シニア活動表彰において、女性起業・経営参画部門で最優秀賞(農林水産大臣賞)を受賞しました。



堆肥の適正管理について

畜産業を営む方は、家畜排せつ物法に規定された管理基準に基づき、堆肥を適正に管理する必要があります。

常に適正な管理を心掛け、環境問題が発生しないよう努めましょう。

編集後記

今年は、春先から好天に恵まれ、水不足が心配された水稲作も順調に作業が進み、良好な生育となっています。

一方、梅雨入り後は、梅雨らしい日が続き、合間をぬって小麦の収穫作業が行われています。小麦は豊作のようで、この夏順調な天候が続ぎ、秋の水稲・大豆も豊作となるよう願うものです。

さて、農業委員会では、事業計画の中で重点事項を定め活動しております。農地の悩みごとや農業者年金のこと等、地域の農業委員や農業委員会にぜひご相談ください。

編集委員長 小野 保裕

発行責任者

会長 渡邊 雅光

農業委員会だより編集委員会

編集委員長 小野 保裕

副委員長 我妻 卓美

委員 高橋 建一

委員 鈴木 龍一

委員 鈴木 幸博

委員 邊見 勝寿